

市からの お知らせ

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用
(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 託児あり

はがき・ファクス・Eメールで申し込む場合の記入例

あて先は各記事の申込先へ、住所の記載がないものは市役所「〒181-8555 三鷹市役所 課」へ。
往復はがきの場合は返信用にも住所・氏名を記入してください。

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

住居表示に関する届出書をお忘れなく
新築や建て替え、出入り口を変更したときは住居表示新築届け出が、共同住宅など建物の名称を変更したときは物件名称変更届け出が必要です。

届け出がされない、住居表示や正しい住所の方書がつかず、住民登録・印鑑登録ができなくなることがあります。

☎市民課内線2323

CO₂削減 ライトダウンキャンペーン

～広告ライトアップ施設の消灯を～

ライトアップに慣れた暮らしの中での温暖化対策を始めるきっかけとして、ライトダウンキャンペーンが行われます。広告ライトアップ施設、商店街灯などを消灯する、ライトダウンにご協力ください。

☎6月21日(土)、7月7日(月)の午後8時～10時

ご協力いただける施設は、同キャンペーンのホームページ <http://www.wanokurashi.ne.jp/act/campaign/> から参加施設登録をお願いします。

☎環境省国民生活対策室 ☎03-5521-8341
・全国地球温暖化防止活動推進センター ☎03-5114-1281

東京都中小企業両立支援推進助成金のお知らせ

都は、都内に本社を置く従業員数300人以下の中小企業などに対して、仕事と子育てなど家庭生活との両立を支援するための経費を助成します。

助成内容 社内の両立支援を推進する責任者の設置 = 40万円、社内の意識啓発等に係る経費 = 助成率2分の1(上限10万円)、社内のルールづくりに係る経費 = 助成率2分の1(上限50万円)

育児休業取得者の代替要員の雇用に係る経費 = 助成率2分の1(上限1人当たり150万円、1社につき育児休業取得者3人まで)

☎7月31日(木)までに東京都労働相談情報センター国分寺事務所 ☎042-323-8511へ

助成金申請には「とうきょう次世代育成サポート企業」への登録が必要です。くわしくは、TOKYOはたらくネット <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>へ。

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用を減額します

市内に生息する飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を行う場合、手術費用の一部を減額します。協力は(社)東京都獣医師会武蔵野三鷹支部。

減額頭数 40頭
減額内容 一律5,000円
指定の病院で手術を受けてください。

☎6月18日(水)～平成21年3月19日(木)に直接、環境対策課(市役所5階58番窓口)へ(先着順)

申し込みには確認者(2人)の署名が必要です。

☎同課内線2524

税金

住宅の省エネ改修に伴い固定資産税(家屋)が減額されます

対象家屋 平成20年1月1日に所在する住宅(賃貸住宅を除く)

対象改修 平成20年4月1日～平成22年3月31日に行った、国の定める現行の省エネ基準に新たに適合することになる省エネ改修工事(窓の改修を含む30万円以上の工事)

減額税額 翌年度分の固定資産税額の3分の1(1戸当り120㎡相当分まで)

☎省エネ改修完了日から原則3カ月以内に、申告書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ
新築住宅、耐震改修に係る固定資産税の減額制度との併用はできません。

バリアフリー改修に係る固定資産税の減額制度との併用は可能です。

固定資産税・都市計画税の減免

相続税のため物納された固定資産、震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、国や市などが無償で借り受けたり譲渡を受けた固定資産などは、固定資産税・都市計画税の減免の対象となります。

☎納期限の7日前までに所定の書面で資産税課(市役所2階28番窓口)へ
☎同課 ☎2363

平成19年中に所得が減って所得税が課税されなかった方は「19年度市民税・都民税の減額申告」を

税源移譲時の年度間の所得変動にかかる経過措置として、平成19年分の所得

額が減ったことなどにより所得税が課税されなかった方で、下記の条件に該当する方は、申告によって、平成19年度の市民税・都民税が税源移譲前の水準に減額されます。

経過措置の対象となる方で、今年1月1日から市内に在住し、平成19年度と20年度の市民税・都民税の申告を済ませた方には、6月下旬に減額申告のお知らせと申告書を送付しますので、期限内にご提出ください。

☎次の のすべてを満たす方

平成20年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) 所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額

平成19年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額

☎7月1日(火)～31日(木)に申告書を郵送または直接「市民税課市民税係(市役所2階27番窓口)または市政窓口へ

☎市民税課内線2342

平成19年1月2日以降に三鷹市へ転入された方は、平成19年1月1日にお住まいの市区町村へ申告書を提出してください。申告書は6月30日(月)から市役所・市政窓口でも配布します。

年金

障害基礎年金受給権者の方へ 所得状況届は7月31日(木)までに

20歳前の障がいにより障害基礎年金を受けている方と、障害福祉年金から障害基礎年金に切り替わった方に、7月上旬に所得状況届の用紙が社会保険事務所から送付されます。これは障害基礎年金を受ける要件があるかどうか国が確認するための届けです。忘れず提出してください(診断書付の場合は、診断を受けたうえで提出)

☎7月31日(木)までに所得状況届と必要書類(同封の案内文をお読みください)を直接または郵送で市民課年金担当(市役所1階3番窓口)へ

所得の審査がありますので、申告をされていない方は済ませておいてください。

平成20年1月2日以降に転入された方は、前住所地の市区町村が発行する平成19年課税所得証明書を添付してください。

ジブリ美術館市民特別枠チケット販売場所が変わります

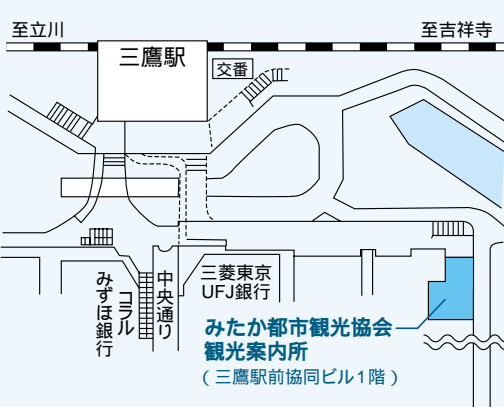
～7月からみたか都市観光協会が発売～

7月2日(水)から、市民特別枠チケットをみたか都市観光協会が発売します(6月30日(月)、7月1日(火)は販売を休業)。これに伴い、三鷹産業プラザ1階MYSHOPでのチケット販売は6月29日(日)で終了します。

みたか都市観光協会 下連雀3-24-3三鷹駅前協同ビル1階 ☎40-552 ☎午前9時～午後6時、火曜日定休

☎まちづくり三鷹 ☎40-9669

インターネットショッピングモール「みたかモール」 <http://www.mall.mitaka.ne.jp/>でのチケット販売も、6月27日(金)午後5時をもって終了します。



☎市民課内線2394・武蔵野社会保険事務所 ☎56-1411

子育て・教育

私立幼稚園などへの通園に補助金を交付します

☎私立幼稚園などに通園し、市の住民基本台帳、外国人登録原票に記載されているお子さんの保護者

補助金額 入園料補助金 = 新たに入園した園児1人につき38,000円、保育料補助金 = 月額4,700円～10,900円(所得により異なります)

一定の所得基準以下の方は就園奨励費補助金も同時に申請できます。

☎各園の指定方法で所定の用紙を提出する(園に用紙がない場合は、学務課や市政窓口で配布)

☎学務課内線3233

むらさき子どもひろば

6月の行事(乳幼児対象)

げんきっ子ランド

☎月～金曜日の午前9時～10時50分

ばかばかわらべ

☎月～金曜日の午前10時30分～10時40分

歌って踊って～あそびましょ

☎月～金曜日の午前11時～11時15分

お誕生日会を希望する方は午前10時30分までに受付へ。

かきかきお絵かきタイム

☎2歳～小学生

☎月～金曜日の午後3時～4時15分

今月のスペシャルイベント

☎よちよちひろば(0～1歳) = 6月16日(月)午前10時30分～11時、小学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんといっしょに遊びましょ(0～1歳と小学生) = 6月17日(火)午後3時30分～4時30分、手型スタンプ = 6月19日(木)・20日(金)・23日(月)午前10時40分～11時20分、親子ひろば 大お手玉のって遊ぼう! = 6月21日(土)午前11時～11時30分、赤ちゃんおしゃべりルーム(0～2歳未満) = 6月26日(木)午前11時～11時45分

☎いずれも当日会場へ

☎同ひろば ☎49-5500

東児童館 乳幼児事業のお知らせ

わくわくランド

☎6月16日(月)・17日(火)・20日(金)・23日(月)・24日(火)・27日(金)・30日(月)、7月1日(火)・4日(金)の午前10時～正午

ひよこランド(0・1歳の遊び広場)

☎6月18日(水)、7月2日(水)の午前10時～正午

わくわくランドスペシャル

☎スタンプあそび = 6月17日(火)午前10時～11時30分、ミニ七夕かざり作り = 7月1日(火)午前10時～11時30分

☎野菜やブロックなどスタンプしたい物

☎いずれも当日会場へ

☎同館 ☎44-2150